

令和8年度介護保険施設等集団指導

基発 0329 第 34 号

老発 0329 第 10 号

令和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿
市（区）町村長

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護施設における労働災害の防止について

平素から厚生労働行政の運営に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、近年、介護サービスの需要増大を背景として介護施設における労働災害が著しく増加しており、その発生率は全産業の平均値より高く、平均休業見込み日数も1ヶ月を超えるなど重篤なものが多くなっています。

労働災害の防止は事業者の責務であり、介護労働者が安心して働くことができる職場環境を実現するためには、介護事業者がその責務を認識し、必要な措置を恒常的に実施していくことが不可欠です。貴職におかれましては、下記のとおり介護施設における労働災害の現状にご留意いただくとともに、あらゆる機会を通じた介護事業者を含む関係者への周知や取組への働きかけ等につき、御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1 介護労働者の労働災害防止に取り組む重要性

労働災害の防止はすべての事業者の責務であるが、介護事業者が介護労働者の労働災害防止に取り組むことは、単に労働者の安全衛生確保という観点のみならず、介護業界が直面する様々な課題に直結する経営上の観点からも極めて重要であり、これを怠ることにより、介護サービスの質の確保、ひいては事業継続にも支障を及ぼし得るものである（別添参照）。

このため、介護事業者は、このことを認識の上、介護サービスの維持・質の確保とあいまって、介護労働者の労働災害の防止に積極的に取り組む必要がある。

2 介護施設における労働災害の現状

- (1) 令和4年の全産業における休業4日以上労働災害の件数は132,355件となっており、介護施設における件数はその約7%を占めている。さらに、全産業における労働災害の件数は近年増加傾向にあり、過去10年間で11%（12,779件）の増加となっているが、介護施設における労働災害は約78%（約4,000件）増加してお

り、全産業の増分のうちの約3割を占め、介護施設における労働災害が全体の件数を押し上げている状況にある。

また、令和3年の介護施設における労働災害の発生率は、全産業平均と比較して約1.6倍となっている。介護施設は労働災害が発生しやすい職場であり、その傾向が加速している状況となっている。

- (2) 介護施設において多発している労働災害は、労働者の転倒による骨折等や腰痛等の動作による身体の部位の負傷となっており、この2類型で全体の約7割を占め、平均休業見込み日数（休業4日以上労働者死傷病報告を集計したもの。）は約39日と長期になっている。

3 労働災害防止のために必要な取組

介護施設において多発している労働者の転倒による骨折等や腰痛等の動作による身体の部位の負傷を防ぐためには、特に次の取組が重要であるので、これらについて周知すること。

(1) 労働者の転倒による骨折等の防止

労働者の転倒による骨折等は、労働者の不注意によって発生するものと考えられがちであるが、中高年齢労働者による災害が若年の労働者のそれより著しく多くなっており、実際には、通路の段差等の設備的要因と、労働者の加齢に伴う身体機能の低下とが相まって発生している。このため対策として、労働者への注意喚起にとどまらず、厚生労働省が作成したリーフレット（<https://www.mhlw.go.jp/content/001101748.pdf>）を参考に設備的要因の解消を図るとともに、労働者が転倒しにくい・怪我をしにくい身体づくりの取組を進めること。

(2) 腰痛等の動作による身体の部位の負傷の予防

介助中の腰痛等の動作による身体の部位の負傷への対策として、厚生労働省等が作成した「介護者の腰痛予防のための安全衛生活動チェックポイント」（https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/careworker_checkpoint.pdf）や「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000188449.pdf>）を活用し、介護作業における腰痛リスクの洗い出しや各施設にあった安全衛生活動を実践するとともに、「腰痛を防ぐ職場の事例集」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001103538.pdf>）も参考としつつ身体の負担軽減のための介護技術であるノーリフトケアを積極的に導入すること。

4 厚生労働省による労働災害防止のための事業者への支援策等

- (1) 介護事業者に対し、3の取組を行うための厚生労働省による次の支援策等について周知及び活用の勧奨をすること。

① エイジフレンドリー補助金

厚生労働省においては、労働者の転倒による骨折等の労働災害の防止や腰痛等の動作による身体の部位の負傷の予防のための対策（設備的対策や身体機能の維

持向上のための運動指導の導入、ノーリフトケアの修得のための教育）等を行う中小企業事業者に対して一定の補助金を交付している。令和6年度については5月以降に申請受付を開始する予定であり、詳細は下記 URL に掲載予定である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

② 中央労働災害防止協会（特別民間法人）による中小規模事業場安全衛生サポート事業

厚生労働省の補助により、中央労働災害防止協会において、介護施設を含めた小規模事業所に対する安全衛生対策の指導・支援（無料）を実施している。令和6年度については4月以降に同支援を実施する予定であり、詳細は下記 URL に掲載予定である。

<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

- （2）厚生労働省においては、介護事業者を含めた事業者による労働災害防止の優れた取組を顕彰する「SAFE アワード」（<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/>）を実施している。介護事業者が自施設における取組を進める上で参考となるよう周知いただくとともに、各事業者において実施されている取組について応募を勧奨していただきたい。顕彰された事業者においては、労働者が安心して働くことができる職場づくりを進める事業者であることをアピールすることができる。

介護従事者の労働災害防止に取り組む意義

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の
処遇改善

多様な人材
の確保・育成

離職防止
定着促進
生産性向上

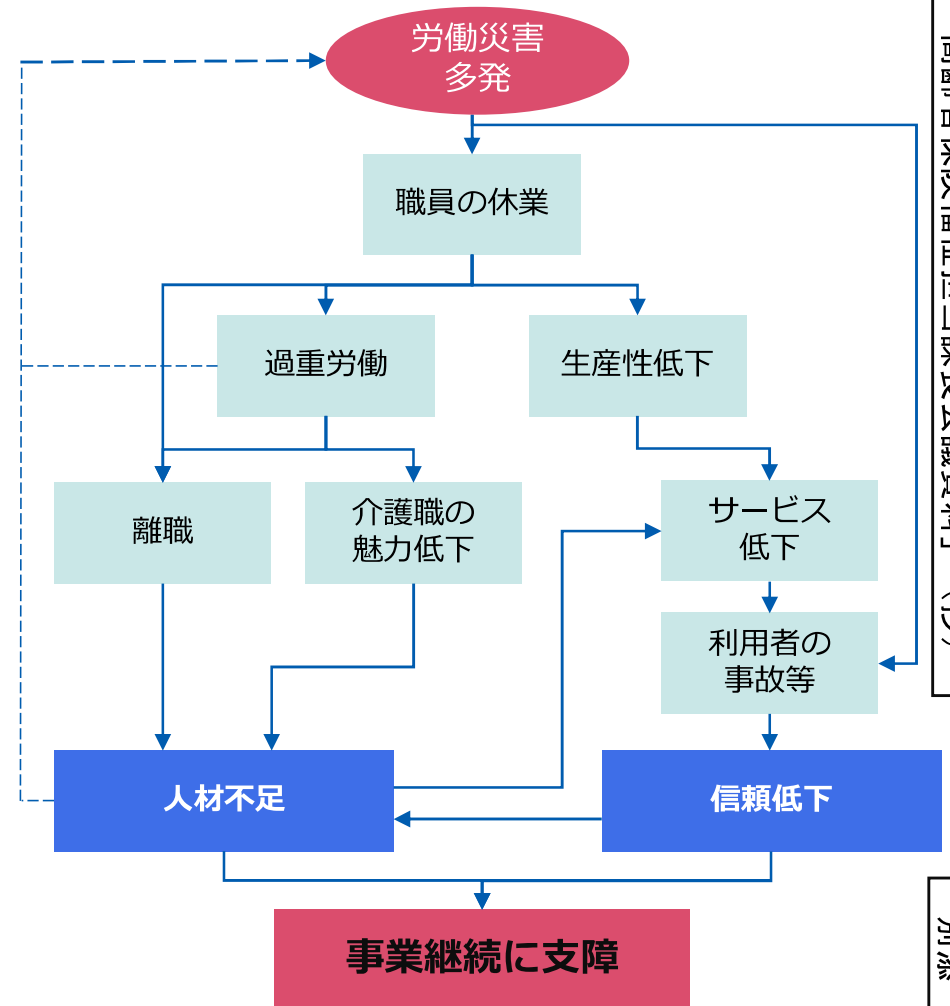
介護職
の魅力向上

外国人材の受
入れ環境整備

※上記内容は社会局・老健局資料「総合的な介護人材確保対策（主な取組）」で掲げる対策を列举したものであり、必ずしも全ての取組を実施しているとは限りません。

介護従事者の労働災害防止は、介護業界が直面する様々な問題に直結する経営上の重要課題

- 人材不足（新規採用、離職防止、定着促進）への対応
- 利用者の災害（事故）、利用者を巻き込んだ災害（事故）の防止
- 働き方の質の向上による介護サービスの質の向上（生産性向上）



介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

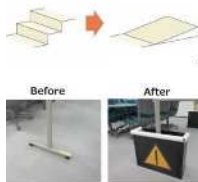
- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（33%）
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 >走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒（15%）
 >事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」
 >送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒（12%）
 >設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒（8%）
 >介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒（7%）
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒（5%）
 >労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



職場3分エクササイズ



中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（24%）
 >従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）
- 浴室等の水場で滑って転倒（23%）
 >防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）
 >滑りにくい履き物を使用させる
 >脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒（21%）
 >水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（11%）
 >雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 >送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



エイジフレンドリー補助金

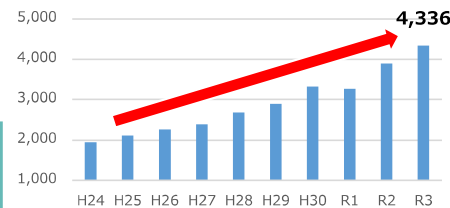


中小規模事業場 安全確保セミナー

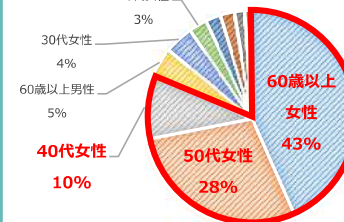
（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

- ・骨折（約70%）
- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

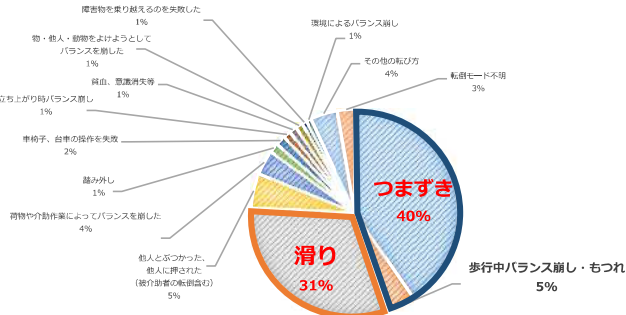
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

滑り

つまづき

踏み外し

介護中の**転倒**に要注意

てんとう
10月10日は
転倒予防の日



数字で見る
社会福祉施設での転倒

労働災害の
うち転倒

約 **4** 割

休業1か月以上

約 **6** 割

女性

約 **9** 割

50代以上

約 **8** 割

出典：令和元年 労働者死傷病報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品（東京都 佐川 晶子）



厚生労働省



日本転倒予防学会

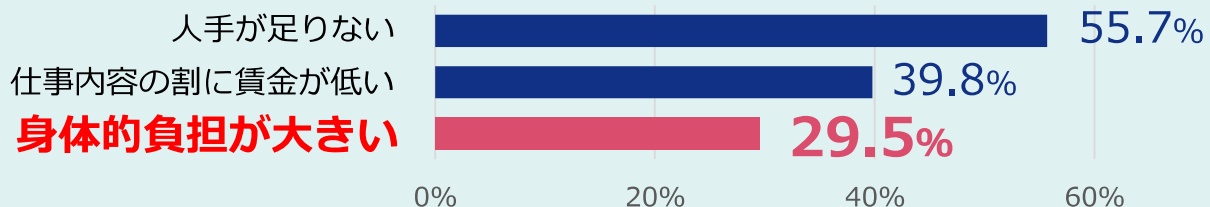
施設長から職員の皆さまへのお願い

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

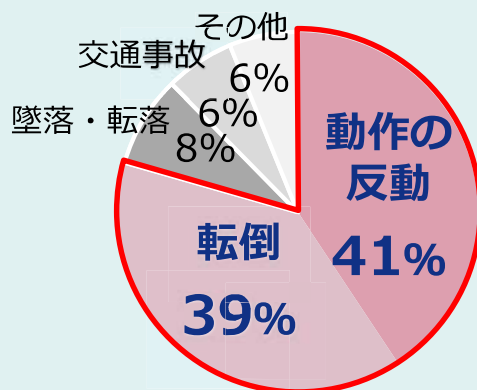
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります



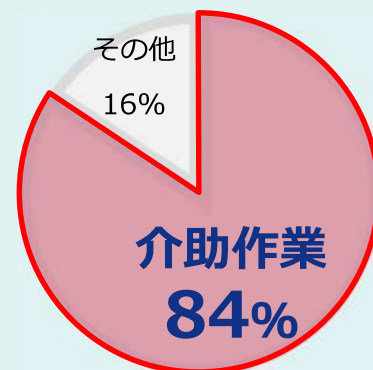
出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より



出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上
の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。

